

自治基本条例

Q & A

自治基本条例が市議会九月定例会で成立した後、市民のみなさんからいろいろなご質問をいただきました。そのいくつかをご紹介します。

Q 自治基本条例ってどんな条例ですか。

A これからまちづくりを進めていくため、情報共有、参加、協働の原則や、まちづくりを担う市民、議会、行政の役割など、自治の基本となるルールを定めたものです。

Q この条例の制定によって何が変わりますか。

A これまで以上に、市の事業の計画策定から実施まで、様々な段階で市民のみなさんのまちづくりへのかわりが多くなりま

す。また、地域の課題についても市民のみなさんの主体的な取り組みに役立てることができます。

Q 市民は市政にどのような参加ができるようになるのですか。

A 市民が市政に参加するという自治の基本原則に基づき、市民のみなさんがパブリックコメントやいろいろな機会を通して、意見を出し、提案すること、積極的に市政に参加できることとなります。どのような方法やルールで行うかについては、この条例を受けて、今後

具体的な仕組みを考えていくこととなります。

Q 市民は必ずまちづくりに参加しなければならないのですか。

A 市民のみなさんには、まちづくりに積極的にかかわることが期待されています。

しかし、いろいろな事情により、参加できない方もいます。参加しないことで、不利益な扱いを受けたり、参加を強制されたりすることはありません。

Q まちづくりの指針ってなんですか。

A 自治の担い手である、市民、議会、行政が一体となつてどのようなまちづくりを目指していくのか、そのより所となる方向性を示しているものです。

「市民が幸せに暮らすまち」を目指し、「世界の人々と相互理解を深め、多様な文化が共生し、人々が平和に共存するまち」など五つの大きな指針を掲げています。

Q 自治基本条例にある住民投票とはどのような制度ですか。

A 市政に関する重要事項について、住民の意思を直接確認する制度です。市町村合併など、住民の



生活に著しく影響を及ぼすような事案について実施することができま

す。平塚市では、個別の事案ごとに投票資格者や成立要件について条例を定め、たうで住民投票を実施するという、「非常設型」の制度としています。

Q なぜ条例の制定までに長い時間をかけたのですか。

A この条例は、平塚市の自治の基本ルールを定める重要な条例です。

このため、公募の市民による検討をはじめ、市の職員、さらに学識経験者などの専門家による検討を十分に重ねてきました。また、自治の規範であるこの条例をよりよいものにしていくため、議会でも時間をかけて慎重に審議が行われました。

このように、時間をかけて市民、議会、行政が連携し協力して、この条例はできました。

自治基本条例制定記念フォーラム

Forum

市民が主体のまちづくりに向けて

平塚市自治基本条例の制定を記念してフォーラムを開催します。「自治基本条例をいかしたまちづくり」と題して辻山先生にご講演をいただきます。また、まちづくりの主体である市民が、お互いに連携し、行政との協働によりまちづくりを進めている事例報告や提案などを発表します。
ぜひ、ご参加ください。

日時：平成18年11月23日(祝)午前10時～午後0時30分
会場：ひらつかスカイプラザ第2会議室(MNビル11階)
内容：基調講演
『自治基本条例をいかしたまちづくり』
講師：辻山幸宣さん(財)地方自治総合研究所所長
座談会
『多様な担い手の連携と今後の展望』
コメンテーター：辻山幸宣さん
パネリスト【加和楽会(かわらかい)】
【21浜田川プロムナードプラン推進協議会】
【平塚商業高等学校】
【やわた子ども村】

定員：200人(当日先着順)
※手話通訳と未就学児の保育があります。保育を希望する方は11月15日(水)までにまちづくり政策室(☎21-9618)にお申し込みください。



【加和楽会】八幡・四之宮地区42社の企業で構成。企業人としての研さんに加え、清掃活動など地域で積極的に活動しています。



【平塚商業高等学校】ひらつか七夕まつりに訪れるみなさんに、気持ちよく過ごしていただけるよう、ボランティア活動をしています。



【やわた子ども村】家庭、学校、地域がひとつになり子どもたちを育てようと、八幡小学校の教室や校庭などを拠点に活動しています。



【21浜田川プロムナードプラン推進協議会】浜田川に接する8地区の自治会連合会がふるさとの川として大切にしています。桜まつりを毎年開いています。